

第20期 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2021年6月30日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催
場所

東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモンド
本館2階 万里

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議
事項

第1号議案
取締役1名選任の件

第2号議案
取締役に対する譲渡制限
付株式の付与のための報
酬決定の件

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	11
連結計算書類	32
計算書類	35
監査報告書	38

■ご来場について

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

■お土産の取りやめについて

株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社ジーネフスト

証券コード：4179

証券コード 4179
2021年6月15日

株主各位

東京都千代田区飯田橋四丁目7番1号
株式会社ジーネフスト
代表取締役 横 治 祐 介

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月29日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会につきましては、「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」（株主総会ライブ配信）を導入いたしました。これにより、本株主総会会場にご来場頂かなくても、会場の様子をリアルタイムでご視聴頂くことが可能となりました。株主の皆様におかれましては、「株主総会ライブ配信のご案内」をご確認のうえ、株主総会当日のご来場は極力お控え頂きますようお願い申し上げます。なお、株主総会ライブ配信の視聴により本株主総会にご参加いただく株主様は、当日の議決権行使、質問等を行うことはできませんので、議決権行使書により議決権の事前行使をお願いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月30日（水曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモンド 本館2階 万里

3. 目的事項

報告事項

1. 第20期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役1名選任の件

第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

1. 当日、ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.gnext.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。
3. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.gnext.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

ご来場される株主様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会につきましては規模を縮小し開催させていただきます。株主総会当日にご出席いただく株主様におかれましては以下留意点をご確認のうえご参加いただきますようお願い申し上げます。

ご来場に際しての留意点

- ◎必ずマスクをご着用のうえ、ご来場ください。
- ◎当日は、受付において検温させていただき、37.5℃以上の発熱のある株主様や、体調がすぐれないようにお見受けする株主様、マスクのご着用、アルコールによる手指消毒にご協力いただけない株主様につきましては会場へのご入場をお断りさせていただきます。
- ◎会場内におきましても、体調がすぐれないようにお見受けする株主様は、運営スタッフがお声がけし、ご退場をお願いする場合がございます。スタッフの指示に従っていただきますようお願いいたします。
- ◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様同士の間隔を広くとることから、ご用意できる座席数に限りがございます。あらかじめご了承ください。
- ◎議長を含めすべての出席役員と当社スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ◎株主総会ライブ配信にあたっては、株主様の肖像権及びプライバシー等に配慮し、会場後方などからの撮影とし、可能な範囲において株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ず、映り込んでしまう場合がございます。また、本株主総会における株主様のご発言は、音声としてライブ配信されますので、あらかじめご了承ください。
- ◎新型コロナウイルス感染症拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻の変更等、本株主総会の運営の変更を行う場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.gnext.co.jp/ir/>)に掲載します。株主様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいようお願いいたします。

株主総会ライブ配信のご案内

本株主総会当日に会場へご出席されない株主様のために、オンライン会議システムZoomを利用し、インターネット上にてライブ配信を行う予定です（「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」）。

視聴を希望される株主様は、当社IRサイト（<https://www.gnext.co.jp/ir/>）上に掲載しております「第20回定時株主総会ライブ配信について」をご確認いただき、所定の手続にて事前登録をお済ませのうえ、ご視聴ください。

ライブ配信に関するご注意事項

- ◎株主総会ライブ配信の視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において質問、議決権行使、動議その他コメント等を行うことができない旨を予めご了承ください。視聴いただけますようお願い申し上げます。本ライブ配信を視聴される株主様におかれましては、議決権行使書により議決権の事前行使をお願いいたします。
- ◎Zoomアプリケーションのインストール方法、接続方法、機能等に関するお問合せにつきましては、当社ではお受けできかねますのでご了承ください。
- ◎当社の通信環境につきましては、万全を期して準備しておりますが、回線の状況等により映像や音声に中断等の不具合が生じる場合がございますので、予めご了承ください。
- ◎ご使用端末の機種・性能等やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。株主総会当日におきましても接続できない、音声が聞こえない、等の個別のお問合せに対応することはできかねますので予めご了承ください。
- ◎視聴いただけなかった株主様への録画・音声データのご提供及び後日のオンライン配信等は実施いたしませんのでご了承ください。
- ◎視聴いただく際の通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ◎ライブ配信の映像及び音声データの録画・録音並びに視聴URLの第三者への提供等は禁じます。
- ◎今後の状況により実施内容が変更となる可能性もございます。対応状況等につきましては、随時当社IRサイト（<https://www.gnext.co.jp/ir/>）に掲載してまいりますので、適宜ご確認ください。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案で新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりです。

なお、取締役候補者三橋健太郎氏の選任の効力は、2021年7月1日をもって生じるものとします。

氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び兼職の状況	所有する 当社の株 式数
みつはし けんたろう 三橋 健太郎 1984年12月11日生 〈新任〉	2009年4月 (株)博報堂DYメディアパートナーズ 入社 2018年6月 (株)BuySell Technologies 入社 経営企画室長 2020年3月 当社入社 執行役員経営企画室長 2021年4月 当社執行役員営業部長（現任）	24,000株

(注) 1. 三橋健太郎氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定であり、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとし、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担する予定であります。候補者は、取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬の額は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額について年額200百万円以内とご承認いただいております。今般、将来選任される取締役も含め、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の枠内で、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額40百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の取締役は5名（うち、社外取締役は2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち、社外取締役は2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年25,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受け

た当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告23頁に記載のとおりであります。当社は、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針の内容を変更することを予定しており、変更後の内容の概要は、(ご参考②)に記載のとおりであります。また、上記のとおり、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額としており、希釈化率も軽微であること、及び、取締役の職責及び昨今の経済情勢等の事情を考慮して定めたものであることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考①)

当社は、本株主総会において本制度に係る議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員及び従業員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式を付与する制度を導入する予定であります。

(ご参考②)

当社は、2021年5月27日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、以下のとおり改定することを決議しております。

(取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要)

基本方針

- ・当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をけん引する優秀な経営人材を保持・獲得するため、競争力のある報酬水準に設定します。
- ・取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）及び中長期インセンティブ報酬（株式報酬）により構成します。なお、業績連動報酬等は採用しません。
- ・社外取締役の報酬は、中立的、客観的な視点から経営陣に助言、提言し、業務執行を監視、監督する役割を果たすという職務に鑑み、中長期インセンティブ報酬（株式報酬）は採用せず、基本報酬（金銭報酬）のみとします。
- ・報酬の体系、水準については、経営機能の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を常に検証します。

1 基本報酬（金銭報酬）の額及びその算定方法の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、取締役の役位、職責、在任年数その他会社の業績・貢献等を総合的に考慮して決定します。

2 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く。以下、本項において「対象取締役」という。）に対しては、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬等として中長期インセンティブ報酬（株式報酬）を支給するものとし、付与数は役位に応じて決定するものとします。

同報酬の支給方法としては、当社の取締役会決議に基づき、対象取締役に對して、譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬を支給し、対象取締役は、かかる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年25,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失するまでの期間を譲渡制限期間とすること等を内容とする譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

3 報酬等の種類ごとの割合の決定に関する方針

固定の基本報酬（金銭報酬）と非金銭報酬等である譲渡制限付株式の付与のための報酬の支給割合は決定しておりませんが、概ね、基本報酬（金銭報酬）を8～9割程度とする見込みです。ただし、社外取締役に、基本報酬（金銭報酬）のみを支給します。

4 報酬等を与える時期の決定に関する方針

報酬等を与える時期は以下のとおりとします。

基本報酬（金銭報酬）：月例の固定報酬として支給します。

譲渡制限付株式の付与のための報酬：毎年１回一定の時期に支給します。

5 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する方針

各取締役に支給する月例の固定の基本報酬（金銭報酬）については、取締役会にて報酬総額を決議し、その後、代表取締役である横治祐介に各取締役の基本報酬（金銭報酬）決定を委任するものとします。

代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の職務分掌や職責等の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

代表取締役は、株主総会で決議した報酬等の総額及び取締役会で決議した月例の報酬総額の範囲内において、取締役の役位、職責、在任年数その他会社の業績・貢献等を総合的に考慮して各取締役の基本報酬（金銭報酬）を決定します。

なお、非金銭報酬等である中長期インセンティブ報酬（株式報酬）については、各取締役（社外取締役を除く。）の付与数を取締役会で決議して決定します。

6 その他の重要事項

該当事項はありません。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国内外の経済活動の停滞や縮小により、景気の先行きは、依然として不透明な状況にあります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、テレワーク等の働き方改革による新たなビジネスチャンスが生まれる一方で、経営環境の不透明感の高まりや内外需要の縮小などを背景に設備投資に向けた慎重な動きもあります。

当社グループの主たる事業領域であるクラウド基盤市場では、既存情報システムのオンプレミスからクラウドへの移行だけでなく、コロナ禍においてDX(注)化が急速に進み、クラウド活用に伴うサービス利用の拡大により堅調に推移しております。

このような環境のもと、当連結会計年度において当社グループは、「お客さまの声で世界を変える」というミッションを掲げ、テクノロジーの力で顧客対応のデジタルシフトを支援してまいりました。さらに、ウィズコロナ・アフターコロナにおいて、企業の消費者対応部門は受付件数の増加や対応内容の複雑化などに直面しており、働き方改革による人手不足の中でも多様な情報処理対応が求められる一方で、企業においてはテレワーク活用による情報連携の弱体化やリスク感知力の低下進行など、顧客対応にも新たな課題が浮き彫りになりました。また、顧客対応DXを本格的に取り組みたいという企業からは、業務プロセス改善や策定・マスタデータ管理から支援を行う要望も増加しました。当社グループは顧客対応のDX化支援を通じて、企業の課題解決に取り組んでまいります。

また、当社グループは、企業価値と信頼を高め、さらなる事業成長を実現するため、2021年3月25日に東京証券取引所マザーズ市場に新規上場いたしました。今後は、東京証券取引所マザーズ市場の上場企業として、さらなる社会的責任を自覚するとともに、事業の成長を通じ、株主の皆さまからのご期待に応えられるよう努めてまいります。

当連結会計年度においては、顧客対応に特化したプラットフォーム「Discoveriez」の新規顧客の獲得とともに、提供サービスのアップセル・クロスセルの促進による既存顧客との取引拡大にも注力してまいりました。また、既存顧客のテレワーク化を推進する取り組みとして、顧客対応窓口のリモート対応の構築支援にも積極的に取り組んでまいりました。さら

に、過年度より「Discoveriez」の基盤開発並びに機能強化の先行投資を行ってきた結果、個別案件のカスタマイズ費用低減等により粗利率が大幅に改善しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は872,860千円（前年同期比64.3%増）、営業利益は202,877千円（前年同期は178,382千円の損失）、経常利益は185,254千円（同183,480千円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は181,930千円（同184,433千円の損失）となりました。

なお、当社グループは、顧客対応DXプラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

（注）DX

Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)の略語であり、企業がデータやデジタル技術を活用し、組織やビジネスモデルを変革し続け、価値提供の方法を抜本的に変えること。

（2）設備投資の状況

該当事項はありません。

（3）資金調達の状況

当社は2020年11月19日に第三者割当てによる新株式を発行し、これにより265百万円の資金調達を行いました。さらに、当社は、2021年3月25日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により、総額396百万円の資金調達を行いました。

（4）対処すべき課題

① ユーザビリティの更なる向上

当社グループの主力サービスである「Discoveriez」が今後も継続的に成長していくためには、より幅広い業種の顧客に支持されていくと共に、継続的に利用していただく必要があると考えております。そのためには、当該サービスの競争優位性の源泉となっているユーザビリティの維持向上が必要不可欠であると認識しております。当社グループでは、従来の国内開発に加え、オフショア開発の導入、ミャンマーに開発拠点を設立する等開発リソースの確保に注力してまいりました。今後も顧客のニーズを迅速に把握し、継続的に「Discoveriez」の機能強化に注力することにより、競合他社との差別化を図ってまいります。

② 新規顧客の獲得

近年のSNSなどの発展に伴い顧客の声は重要性を増しており、企業は対応を誤ると企業価値を毀損するなど多大なリスクを負うことになります。当社グループの「Discoveriez」は業界知及び、蓄積したデータの分析により、顧客の声からビジネスのリスクやチャンスの発見・予測を行う機能を実装しております。当社グループは「Discoveriez」の継続的な機能強化により更なる信頼度を高めると共に、新規顧客の獲得に努めてまいります。また、顧客対応窓口向けの相談窓口として「next相談室」を拡張し、ナレッジを提供してまいります。大企業への導入拡大に向けて基本機能や連携サービスを強化すると共に、SMB(注)への導入拡大に向けては、プロモーション強化及び代理店開拓に努めてまいります。

③ システムの安定性の確保

当社グループは、インターネット上で顧客にサービスを提供しており、システムの安定稼働の確保は必要不可欠であります。安定してサービスを提供していくため顧客の増加に合わせた適切なインフラ環境の構築の強化を継続的に行い、システムの安定性の確保に努めてまいります。

④ 人材の確保と育成

当社グループが持続的に成長するためには、優秀な人材を数多く確保・育成することが重要であると認識しております。特にサービス利便性及び機能の向上のためには、優秀なエンジニアの継続的な採用が課題であると認識しております。

当社グループは、従業員の多様な働き方を推進し採用力を高めると共に、既存人材の能力及び技術の向上のため、教育・研修体制の充実化を進めていく方針であります。

⑤ 内部管理体制の強化

クラウド事業を推進するにあたり、情報セキュリティを含む内部統制体制への信頼性確保の重要性が高まっております。当社グループは、統制の仕組み化(ルール化、見える化、効率化)をより一層強化すると共に、財務、人事、広報、法務等、それぞれの分野でコア人材となりうる高い専門性や豊富な経験を有している人材を確保することで、更なる内部管理体制の強化を図り、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(注) SMB：中小企業のこと。Small to Medium Businessの省略表記。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第18期	第19期	第20期 (当連結会計年度)
	(2018年4月1日～ 2019年3月31日)	(2019年4月1日～ 2020年3月31日)	(2020年4月1日～ 2021年3月31日)
売上高 (千円)	505,294	531,252	872,860
経常利益 (△損失) (千円)	△109,902	△183,480	185,254
親会社株主に帰属する当期純利益 (△損失) (千円)	△110,064	△184,433	181,930
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	△46.44	△63.49	53.26
総資産 (千円)	187,916	242,871	1,232,467
純資産 (千円)	△238,998	△96,449	747,402

- (注) 1. 当社は当連結会計年度から連結計算書類を作成しております。第19期以前については、金融商品取引法に基づき作成した連結財務諸表の数値を記載しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は2019年3月29日付で普通株式1株につき40株の分割、2020年12月22日付で普通株式1株につき50株の分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益(△損失)を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第17期	第18期	第19期	第20期 (当 事 業 年 度)
	(2017年4月1日～ 2018年3月31日)	(2018年4月1日～ 2019年3月31日)	(2019年4月1日～ 2020年3月31日)	(2020年4月1日～ 2021年3月31日)
売上高 (千円)	460,200	505,028	526,203	863,455
経常利益 (△損失) (千円)	△231,331	△108,576	△180,622	186,547
当期純利益 (△損失) (千円)	△245,421	△108,866	△181,788	182,638
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	△241,358.57	△45.94	△62.27	53.47
総資産 (千円)	173,414	182,682	238,266	1,226,713
純資産 (千円)	△157,579	△241,646	△96,134	747,737

- (注) 1. 売上高について、第17期までは税込方式ですが、第18期からは税抜方式で記載しており消費税等

は含まれておりません。

2. 当社は2019年3月29日付で普通株式1株につき40株の分割、2020年12月22日付で普通株式1株につき50株の分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益(△損失)を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権 比率	主要な事業内容
G-NEXT Company Limited	122,700USドル	74.4%	顧客対応DXプラットフォーム事業

(注) 連結売上高に占めるG-NEXT Company Limitedの売上高は約1%程度であり、僅少となっております。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	事業内容
クラウド事業	クラウド型の顧客対応窓口向けソリューションの提供
オンプレ事業	オンプレミス型の顧客対応窓口向けソリューションの提供

(8) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

本社	東京都千代田区
----	---------

(9) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
28名	5名増	36.5歳	3.4年

(注) 臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2021年3月31日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社りそな銀行	102,774
株式会社三井住友銀行	64,196
興産信用金庫	31,432
東京東信用金庫	25,262
株式会社東日本銀行	20,334
その他の金融機関	35,352

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社株式は、2021年3月25日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 10,750,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,082,200株 |
| (3) 株主数 | 1,413名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
横 治 祐 介	1,399,600	34.3
井 上 瑞 樹	198,350	4.9
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	162,800	4.0
三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合	153,850	3.8
宮 林 隆 吉	134,650	3.3
DG LAB FUND II E.L.P. CAYMAN	134,650	3.3
TETSUYA HAMANO	130,000	3.2
中 内 奈 々	125,000	3.1
糸 永 洋 三	100,000	2.4
大河原 麗 偉	75,000	1.8

(注) 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第1回新株予約権
新株予約権の数	10個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 20,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 200円
新株予約権の行使期間	2020年7月12日～2028年6月18日
新株予約権の主な行使条件	1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時ににおいて、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(注) 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第4回-1新株予約権
新株予約権の数	95個
保有人数 当社監査役	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 4,750株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 400円
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～2029年9月17日
新株予約権の主な行使条件	1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時ににおいて、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(注) 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第4回-2新株予約権
新株予約権の数	685個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 34,250株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 400円
新株予約権の行使期間	2021年12月18日～2029年12月17日
新株予約権の主な行使条件	1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時にいて、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

（注） 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第4回-3新株予約権
新株予約権の数	895個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く） 当社監査役	1名 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 44,750株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 400円
新株予約権の行使期間	2022年3月19日～2030年3月18日
新株予約権の主な行使条件	1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時にいて、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

（注） 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第5回新株予約権
新株予約権の数	604個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 30,200株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 400円
新株予約権の行使期間	2022年7月16日～2030年7月15日
新株予約権の主な行使条件	1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時ににおいて、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

（注） 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

（2）当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第5回-1新株予約権
発行決議の日	2020年7月16日
新株予約権の数	1,778個
交付された者の人数 当社使用人	6名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 88,900株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 400円
新株予約権の行使期間	2022年7月16日～2030年7月15日
新株予約権の主な行使条件	1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時ににおいて、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

（注） 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第5回-2新株予約権
発行決議の日	2020年11月12日
新株予約権の数	645個
交付された者の人数 当社使用人	11名
新株予約権の目的である 株式の種類及び数	当社普通株式 32,250株
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1株当たり 400円
新株予約権の行使期間	2022年11月12日～2030年11月11日
新株予約権の主な行使条件	1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時ににおいて、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

（注） 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第6回新株予約権
発行決議の日	2020年11月12日
新株予約権の数	60個
交付された者の人数 当社使用人	6名
新株予約権の目的である 株式の種類及び数	当社普通株式 3,000株
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1株当たり 440円
新株予約権の行使期間	2022年11月12日～2030年11月11日
新株予約権の主な行使条件	1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時ににおいて、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

（注） 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	横 治 祐 介	
取 締 役	大河原 麗 偉	開発担当
取 締 役	三ヶ尻 秀 樹	管理担当
取 締 役	渡 辺 尚 武	有限会社渡辺エステート取締役
取 締 役	阿 南 久	雪印メグミルク株式会社取締役、一般社団法人消費者市民社会をつくる会代表理事、公益財団法人横浜市消費者協会理事長、認定NPO法人消費者スマイル基金理事長
常 勤 監 査 役	信 原 寛 子	
監 査 役	齊 藤 友 紀	株式会社アーリーワークス監査役、法律事務所LAB-01代表
監 査 役	江 本 卓 也	江本公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役渡辺尚武、阿南久は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役信原寛子、齊藤友紀、江本卓也は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役信原寛子と江本卓也は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役渡辺尚武及び阿南久並びに監査役信原寛子、齊藤友紀及び江本卓也を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役綾部陽一郎は、2020年5月31日に辞任いたしました。
5. 執行役員は次のとおりであります。

役 名	氏 名	職 名
執行役員	村 田 実	新規事業室室長
執行役員	三 橋 健太郎	営業部部长

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議によって、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、次のとおりです。

基本方針

- ・ 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をけん引する優秀な経営人材を保持・獲得するため、競争力のある報酬水準に設定しております。
- ・ 報酬の体系、水準については、経営機能の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を常に検証しております。

取締役の基本報酬は、取締役の役位、職責、在任年数その他会社の業績・貢献等を総合的に考慮して決定します。基本報酬は月例の固定金銭報酬とします。

各取締役に支給する月例の固定金銭報酬については、取締役会にて報酬総額を決議し、その後、代表取締役にその具体的内容の決定を委任するものとします。代表取締役は、当社の業績や貢献等も踏まえ、取締役会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の地位、職責等に応じて決定します。

業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、同じく2005年4月22日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役に支給する報酬額については、2021年5月27日開催の取締役会の決議に基づき、代表取締役である横治祐介にその具体的内容の決定を委任しております。

代表取締役である横治祐介に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役

の職務分掌や職責等の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためです。また、委任した権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定としております。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるように、取締役会で基本報酬の総額を決議し、上記委任を受けた代表取締役は、決議された総額の範囲内で、個人別報酬の内容を決定しなければならないこととしております。

取締役会は、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容が、各取締役の役位、職責、在任年数その他会社の業績・貢献等を考慮して決定されたことを確認したことから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	35,432千円 (670千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	7,200千円 (7,200千円)
合計 (うち社外役員)	9名 (5名)	42,632千円 (7,870千円)

(注) 上記の支給人員には、2020年5月31日に辞任した取締役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職等に関する事項

- ・ 取締役 渡辺尚武氏は、(有)渡辺エステートの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役 阿南久氏は、雪印メグミルク(株)の取締役、一般社団法人消費者市民社会をつくる会の代表理事、公益財団法人横浜市消費者協会の理事長、及び認定NPO法人消費者スマイル基金の理事長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役 齊藤友紀氏は、(株)アーリーワークスの監査役及び法律事務所LAB-01の代表弁護士であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役 江本卓也氏は、江本公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言内容
取締役 渡 辺 尚 武	当事業年度就任後に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、お客さまの声の分析や接点の強化などに関する深い知見や、企業経営者として培ってきた豊富な経験や専門的知見に基づき、独立した客観的視点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 阿 南 久	当事業年度就任後に開催された取締役会7回の全てに出席し、消費者庁などの公的組織や複数の消費者関連団体のトップとして培ってきた消費者の目線・行動・対応・ルールなど消費者に関連する全般的な深い知見に基づき、独立した客観的視点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役 信 原 寛 子	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の財務及び会計について必要な発言を適宜行っております。
監査役 齊 藤 友 紀	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の法務、コンプライアンス等について必要な発言を適宜行っております。
監査役 江 本 卓 也	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の財務及び会計について必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、東邦監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、上記の他、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査役会は、その決議により会計監査人の解任及び不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社取締役会は、当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）の取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり定めております。

＜内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況＞

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「リスク管理規程」を制定運用する。
- ② 内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
- ③ 「コンプライアンス規程」において、内部通報制度に関する規程を設け、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
- ④ 会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にする。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 職務の執行に係る文書その他の情報は、「文書管理規程」を制定し、保存・管理をする。
なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につき「リスク管理規程」を制定・運用する。
- ② 各取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。
- ③ 内部監査人による内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「職務権限規程」等職務執行に関連する規程を整備・運用する。
- ② 各組織単位に取締役又は執行役員を置き、職務執行に関連する「職務権限規程」等規程を整備・運用する。

- ③ 「稟議規程」に基づき各階層の決裁者が業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
 - ④ 代表取締役、取締役、執行役員による取締役会を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- (6) 監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
 - ② 当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- (7) 監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- (8) 取締役及び使用人ならびに子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人ならびに子会社の役員及び使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有する。
 - ② 監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。
 - ③ 重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査役に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
 - ④ 前3項の報告を行った者に対し、内部通報制度に関する規定に基づいて、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制とする。
- ② 内部監査人、監査法人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- ② 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役へ報告する。
- ④ 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。

(12) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営について管理部を中心に、その自主性を尊重しつつ、重要事項について事前協議を行う。また、子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求める。
- ② 管理部及び内部監査人が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を監査し、整備・運用を指導する。
- ③ 当社の取締役が子会社の取締役を兼務しており、子会社の取締役の職務執行及び経営の適法性・効率性などにつき、監視・監督または監査を行う。
- ④ 子会社の取締役の職務執行、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況ならびにその他上記①から③において認識した重要事項に関して、当社の取締役会、監査役会等に報告する。

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況＞

当社グループでは、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、「反社会的勢力対策規程」において「反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにする」旨を定めております。

また、当社使用人に向けた反社会的勢力との関係根絶に向けた勉強会の開催や所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取り組みを進めております。更に、「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万一に備えた体制整備に努めております。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は下記のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般の運用

内部統制システム全般の整備・運用状況について、管理部による日常的なモニタリングが行われています。

(2) 取締役の職務執行

取締役が法令、定款及び社内諸規程に則って行動するように努めております。独立役員として、取締役2名及び監査役3名を選任しており、また、経営会議をはじめとする重要な会議に監査役が出席することで、監督機能を強化しております。当事業年度に取締役会を計17回開催しており、取締役の職務遂行の適正性を確保しつつ効率性を高めるため、社外取締役及び社外監査役が常時出席いたしました。取締役及び執行役員は、職務分掌規程、職務権限基準表並びに稟議規程に基づき分担して職務を遂行しております。

(3) 内部監査の実施

当事業年度、内部監査担当者は内部監査計画に基づき、全ての事業部の業務監査を実施し、法令及び社内諸規程の遵守状況について代表取締役に報告いたしました。

(4) コンプライアンス体制の運用

コンプライアンスに抵触する事態の発生を防止するため、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。また、コンプライアンス規程を制定しており、規程内には社内通報制度の設置も定められております。社内通報制度を具体的に運用するために、内部通報制度のご案内を社内掲示板などで役職員に周知し、コンプライアンス違反や不正行為の早期発見、早期解決に努めております。

(5) リスク管理体制の運用

リスク管理規程に基づき、業務遂行に係るリスクを把握・評価し、毎四半期に開催されるリスクマネジメント委員会にて検証を行っております。

(6) 監査役の職務執行

当事業年度に監査役会を計14回開催した他、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っております。また、会計監査人及び内部監査担当者との定期的な会合を実施することで、監査業務における連携強化を進めており、効率的かつ効果的なモニタリングと助言を通じて、当社のガバナンス強化を図っております。

連 結 計 算 書 類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
【流動資産】 現金及び預金 売掛金 仕掛品 その他 流動資産合計	982,421	【流動負債】 買掛金 1年内返済予定の長期借入金 未払金 未払費用 未払法人税等 未払消費税等 前受収益 その他 流動負債合計	34,478
	188,078		60,684
	10,444		40,038
	17,727		25,898
	1,198,671		32,008
			44,660
			23,627
			2,065
			263,460
【固定資産】 【有形固定資産】 建物附属設備 工具、器具及び備品 有形固定資産合計 【無形固定資産】 ソフトウェア ソフトウェア仮勘定 無形固定資産合計 【投資その他の資産】 繰延税金資産 その他 投資その他の資産合計 固定資産合計	0	【固定負債】 長期借入金 退職給付に係る負債 固定負債合計 負債の部合計 純資産の部 【株主資本】 資本金 資本剰余金 利益剰余金 株主資本合計 【その他の包括利益累計額】 為替換算調整勘定 その他の包括利益累計額合計 【非支配株主持分】 純資産の部合計 負債及び純資産合計	218,666
	225		2,938
	225		221,604
	10,775		485,065
	892		
	11,668		
	19,439		
	2,462		
	21,902		
	33,796		

連結損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		872,860
売上原価		288,123
売上総利益		584,736
販売費及び一般管理費		381,858
営業利益		202,877
営業外収益		
受取利息	605	
受取配当金	0	
助成金収入	6,460	
その他	494	7,561
営業外費用		
支払利息	4,253	
上場関連費用	20,769	
その他	163	25,185
経常利益		185,254
税金等調整前当期純利益		185,254
法人税、住民税及び事業税	23,349	
法人税等調整額	△19,439	3,909
当期純利益		181,344
非支配株主に帰属する当期純損失		585
親会社株主に帰属する当期純利益		181,930

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	263,550	193,550	△555,052	△97,952
当期変動額				
新株の発行	330,617	330,617		661,234
親会社株主に帰属する当期純利益			181,930	181,930
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		785		785
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	330,617	331,402	181,930	843,949
当期末残高	594,167	524,952	△373,122	745,996

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		非支配 株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	990	990	512	△96,449
当期変動額				
新株の発行				661,234
親会社株主に帰属 する当期純利益				181,930
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				785
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△98	△98	0	△97
当期変動額合計	△98	△98	0	843,851
当期末残高	891	891	513	747,402

計 算 書 類

貸借対照表（2021年3月31日現在）

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	977,928	買掛金	35,378
売掛金	186,453	1年内返済予定の長期借入金	60,684
仕掛品	10,444	未払金	39,812
前払費用	10,524	未払費用	21,133
未収入金	5,413	未払法人税等	32,008
その他	79	未払消費税等	42,661
流動資産合計	1,190,843	預り金	1,918
【固定資産】		前受収益	23,627
【有形固定資産】		その他	147
建物附属設備	0	流動負債合計	257,371
工具、器具及び備品	0	【固定負債】	
有形固定資産合計	0	長期借入金	218,666
【無形固定資産】		退職給付引当金	2,938
ソフトウェア	10,775	固定負債合計	221,604
ソフトウェア仮勘定	892	負債の部合計	478,976
無形固定資産合計	11,668	純資産の部	
【投資その他の資産】		【株主資本】	
関係会社株式	2,300	資本金	594,167
出資金	50	資本剰余金	
長期前払費用	241	資本準備金	524,167
差入保証金	2,170	資本剰余金合計	524,167
繰延税金資産	19,439	利益剰余金	
投資その他の資産合計	24,202	その他利益剰余金	
固定資産合計	35,870	繰越利益剰余金	△370,596
		その他利益剰余金合計	△370,596
		利益剰余金合計	△370,596
		株主資本合計	747,737
		純資産の部合計	747,737
資産の部合計	1,226,713	負債及び純資産合計	1,226,713

損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		863,455
売上原価		286,997
売上総利益		576,457
販売費及び一般管理費		372,428
営業利益		204,029
営業外収益		
受取利息	605	
受取配当金	0	
助成金収入	6,460	
その他	494	7,561
営業外費用		
支払利息	4,253	
上場関連費用	20,769	
その他	20	25,043
経常利益		186,547
税引前当期純利益		186,547
法人税、住民税及び事業税	23,349	
法人税等調整額	△19,439	3,909
当期純利益		182,638

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	263,550	193,550	193,550	△553,234	△553,234	△96,134	△96,134
当期変動額							
新株の発行	330,617	330,617	330,617			661,234	661,234
当期純利益				182,638	182,638	182,638	182,638
当期変動額合計	330,617	330,617	330,617	182,638	182,638	843,872	843,872
当期末残高	594,167	524,167	524,167	△370,596	△370,596	747,737	747,737

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

株式会社ジーネクスト
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 矢崎 英城
業務執行社員指定社員 公認会計士 木戸 秀徳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジーネクストの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーネクスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

株式会社ジーネクスト
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 矢崎 英城
業務執行社員

指定社員 公認会計士 木戸 秀徳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーネクストの2020年4月1日から2021年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを

確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指
摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

東邦監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

東邦監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

株式会社ジーネクスト 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 信原 寛子 ㊞

監査役(社外監査役) 齊藤 友紀 ㊞

監査役(社外監査役) 江本 卓也 ㊞

[illegible]

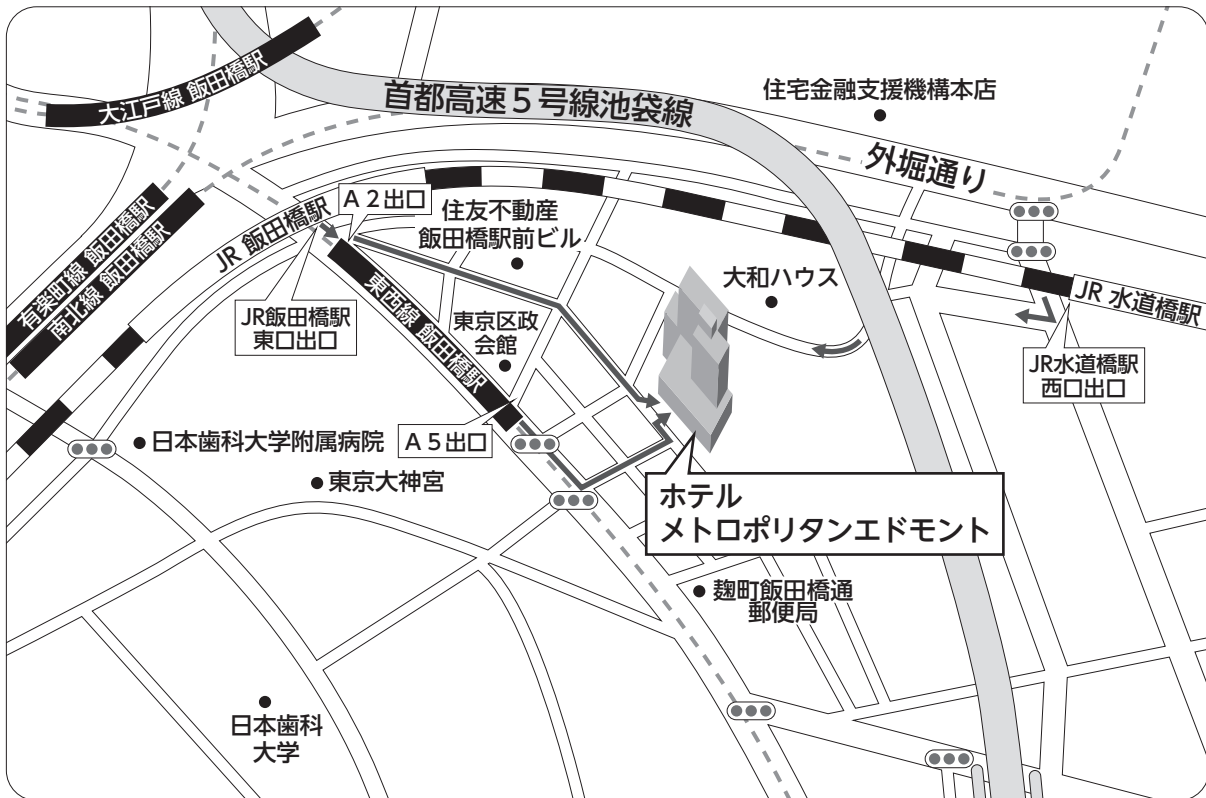
第20回定時株主総会会場ご案内図

会 場 〒102-8130 東京都千代田区飯田橋三丁目10番 8 号

ホテルメトロポリタンエドモント 本館 2 階「万里」

電 話 03-3237-1111 (代表)

交 通 ・ J R 飯田橋駅東口／ J R 水道橋駅西口より徒歩約 5 分
・ 地下鉄東西線 飯田橋駅A5出口より徒歩約 2 分



総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

VEGETABLE
OIL INK